

第2章 労災保険率の適用の仕組み

1 労災保険率の適用原則

(1) 業種の分類

ア 業種ごとの料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、2006年度現在の業種区分は54種類で、料率の区分は28段階（最低1000分の4.5から最高1000分の118）に分かれている。

この法令上の根拠は、徴収法第12条第2項及び同法施行令第2条に規定されており、その規定に基づき労災保険率は業種ごとに定められ、同法施行規則第16条第1項で規定される別表第1として、図表2-1のように「労災保険率表」が定められている。

また、この労災保険率表に掲げられた業種の内容及び範囲を詳しく規定したものととして「労災保険率適用事業細目表」が厚生労働大臣の告示として示されている。

イ 業種のメルクマール

労災保険の業種分類については、名称は日本標準産業分類に準拠しているところもあるが、労災保険の特殊性から異なっているところも多い。

日本標準産業分類は、事業所において行われる経済活動の内容を区分したものであるが、労災保険における業種分類は、業種ごとの作業態様等の差異により災害の種類・災害発生状況が異なるという実態を前提として、事業主に対する労働災害防止のインセンティブを促進する観点から定められている。

これは、労災保険制度が業務災害に対する事業主の補償責任の法理を基盤していることに加え、保険制度の中で労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のあるグループに着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとされている。その際に、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等についても勘案することとされている。

(2) 労災保険率の適用原則

労災保険率の適用については、労働省労働基準局通達「昭和62年2月13日付発労徴第6号、基発第59号」により次のように定められている。

個々の事業に対する労災保険率の適用については、①事業の単位、②その事業が属する業種、③その業種に係る労災保険率、といった順に決定される。そして、適用の原則は次のとおりである。

図表 2-1

労 災 保 険 率 表

(徴収法施行規則第16条関係 別表第1)

(2006年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率
林	林業	1000分の60
漁	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の41
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40
鉱	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5
	採石業	1000分の70
	その他の鉱業	1000分の28
建設	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118
	道路新設事業	1000分の21
	舗装工事	1000分の14
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1000分の15
	既設建築物設備工事業	1000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の14
	その他の建設事業	1000分の21
製 造	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1000分の7.5
	たばこ等製造業	1000分の6.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の5.5
	木材又は木製品製造業	1000分の18
	パルプ又は紙製造業	1000分の7.5
	印刷又は製本業	1000分の5
	化学工業	1000分の6.5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
	コンクリート製造業	1000分の14
	陶磁器製品製造業	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1000分の7.5
	非鉄金属精錬業	1000分の7.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1000分の8.5
	鋳物業	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1000分の14
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1000分の9
	めつき業	1000分の8.5
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	1000分の7
	電気機械器具製造業	1000分の4.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1000分の6
	船舶製造又は修理業	1000分の22
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1000分の4.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の5.5
	その他の製造業	1000分の8
運 輸	交通運輸事業	1000分の5.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1000分の13
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1000分の13
	港湾荷役業	1000分の23
電 気、ガ ス、水 道 又 は 熱 供 給 の 事 業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5
そ の 他 の 事 業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の4.5
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の4.5
	その他の各種事業	1000分の4.5

ア 事業の単位

(ア) 事業の概念

労災保険において事業とは、労働者を使用して一定の場所においてある組織の下に相関連して行われる作業の一体をいい、工場、建設現場、商店等のように利潤を目的とする経済活動のみならず、社会奉仕、宗教伝道等のような利潤を目的としない活動も含まれる。

(イ) 適用単位としての事業

一定の場所において、一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体は、原則として一の事業として取り扱う。

① 継続事業

工場、鉱山、事務所等のように、事業の性質上事業の期間が一般的には予定し得ない事業を継続事業という。

継続事業については、同一場所にあるものは分割することなく一の事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取り扱う。

ただし、同一場所にあっても、その活動の場を明確に区分することができ、経理、人事、経営等業務上の指揮監督を異にする部門があつて、活動組織上独立したものと認められる場合には、独立した事業として取り扱う。

また、場所的に独立しているものであっても、出張所、支所、事務所等で労働者数が少なく、組織的に直近の事業に対し独立性があるとは言い難いものについては、直近の事業に包括して全体を一の事業として取り扱う。

② 有期事業

木材の伐採の事業、建物の建築の事業等事業の性質上一定の目的を達するまでの間に限り活動を行う事業を有期事業という。

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱う。

ただし、国又は地方公共団体等が発注する長期間にわたる工事であつて、予算上等の都合により予め分割して発注される工事については、分割された各工事を一の事業として取り扱う。

イ 業種の決定

一の事業の業種の決定は、主たる業態に基づき、「労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号。以下「事業細目表」という。）」により決定する。

ただし、建設事業における業種及び製造業における構内下請事業の業種及び労働者派遣事業における業種は、次により決定する。

(ア) 建設事業

建設事業における業種は、請負契約の形態（分割請負、一括請負等）及び併せ行われる工事の内容如何にかかわらず、事業細目表に照らし完成されるべき工作物により決定する。

なお、完成されるべき工作物により難しい場合は、主たる工事、作業内容によるものとする。この場合の主たる工事、作業の判断は、それぞれの工事、作業形態に係る賃金総額の多寡によるものとする。

また、建設事業において一の事業の中に、事業細目表の「事業の種類細目」欄又は「備考」欄において除外すべき事業として掲げられている工事であって別に指定されている工事（以下「除外事業」という。）が含まれている場合には、当該除外事業を分離し、当該事業の業種は、その業態により決定する。

(イ) 構内下請事業

製造業に属する事業の事業場構内において専ら作業を行う事業であって、当該製造業に属する事業（以下「親事業」という。）の主たる製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業は、親事業と同種の業種に分類される。

なお、親事業が主たる製品以外の製品を製造している場合には、当該主たる製品以外の製品を製造する工程における作業及び当該工程に直接附帯する作業の一部を行う事業は、当該主たる製品以外の製品を製造する工程を一の事業とみなした場合に分類される業種に分類される。

(ウ) 労働者派遣事業

労働者派遣事業における業種は、派遣労働者の派遣先での作業実態に基づき決定する。

派遣労働者の派遣先での作業実態が数種にわたる場合には、主たる作業実態に基づき業種を決定することとし、その場合の主たる作業実態は、それぞれの作業に従事する派遣労働者の数、当該派遣労働者に係る賃金総額等により総合的に判断する。

なお、労働者派遣事業と他の事業を一の事業として併せ行う事業であって適用上一の事業として扱われるものについては、その主たる業態に基づき業種を決定する。

ウ 労災保険率

決定された業種に基づき、労災保険率表（徴収法施行規則（昭和47年労働省令第8号）別表第1）により労災保険率を決定する。

なお、メリット制の適用がある事業については、その収支実績により労災保険率を

増減し、メリット制適用後の労災保険率を決定する。

(3) 業種の統合・分割・新設（1989年度以降）

ア 1992年度の改正

この改正は業種の新設や統合を行ったものではなく、「採石業」における適用基準の見直しが行われたものである。

従来、岩石又は粘土等の採掘又は採取から一貫して破砕等まで行っている事業の労災保険率の適用は、「採石業」又は「その他の窯業又は土石製品製造業」のいずれかを適用することとされていたが、鉱業においては、一般に採掘又は採取から一貫して行われる事業も含め、それぞれ鉱業に係る労災保険率を適用することとしていること、また、採石法（昭和25年法律第291号）においても採石から一貫して破砕等までを行う事業を採石業の範囲としていること等により、これらの一貫した事業も採石業の一形態であるとの判断から、適用事業細目法の一部を改正することとされ、1992年4月1日以降は、採石から岩石の破砕等まで一貫して行っている事業についても「採石業」の労災保険率を適用することとされた。

イ 1996年度の改正

(ア) 「一般失業対策事業」の廃止

緊急失業対策法の廃止に伴い、同法に基づいて行われる失業対策事業が1996年4月1日から実施されなくなることから、「一般失業対策事業」が廃止されることとなった。

(イ) 旧失業対策事業従事者暫定就労事業について

緊急失業対策法の失業対策事業に従事していた者のうち、民間就職等による自立が著しく困難である者に対して、その生活の激変緩和を図り、暫定的な就労の機会を提供することを目的として、旧失業対策事業従事者暫定就労事業（以下「暫定就労事業」という。）が実施されることとなった（2001年度まで）。

暫定就労事業については、労災保険率表の「その他の各種事業」の労災保険率が適用されている任意就業センターの行う事業と同様に、軽易な作業を行う事業内容に限定されることから、1996年4月1日以降、労災保険率表の「その他の各種事業」の労災保険率が適用されることとなった。その場合の事業細目表の業種の細目は、「9416前各号に該当しない事業」とされた。

(ウ) 土地改良区が直営で行う土地改良事業について

土地改良区が直営で行う土地改良事業については、労災保険率表の業種の「一般失業対策事業」として取り扱われてきたが、労災保険率表の「一般失業対策事業」の廃

止に伴い、1996年4月1日以降は、農業に附帯する事業として「農業又は海面漁業以外の漁業」の労災保険率を適用することとされた。この場合の事業細目表の業種の細目は「9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業」とされた。

ウ 1998年度の改正

(ア)「金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）」と「石炭鉱業」の統合

「金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）」と「石炭鉱業」とも、事業数、労働者数が著しく少なく、「原油又は天然ガス鉱業」を除く51業種（当時）中最低となり、特に石炭鉱業では、三井石炭鉱業（株）三池炭鉱及び関連事業が1996年度末に廃止されたことに伴い、適用事業数と適用労働者数（1996年度末でそれぞれ76事業、5,056人）の大幅減少が見込まれることとなった。

また、両業種とも作業形態が類似し、採掘権などが同じ「鉱業法」適用であり、労災保険上の災害の種類も、共にじん肺症が多いなど、類似している。

以上のように、産業としての規模の状況、作業実態及び災害の種類の種類類似性があること等を踏まえ、両者が統合されることとなった。

(イ)「コンクリート製造業」の分割

コンクリート製造業は、「その他の窯業又は土石製品製造業」に含まれていたが、同じ「その他の窯業又は土石製品製造業」に属する別の業種の細目と比べて災害率が異なり、また、災害の種類が異なること（コンクリート製造業ではじん肺が発生しない。

「その他の窯業又は土石製品製造業」に属する他の細目では、工程に粉砕工程が含まれるが、コンクリート製造業にはこれがない。）、業界団体が異なること、保険技術的にも一定程度の保険集団となること（事業数約9,000、労働者約13万人）等から、「その他の窯業又は土石製品製造業」から分離して「コンクリート製造業」が新設されることとなった。

エ 2003年度の改正

この年度の改正は、従前は「木材伐出業」と「その他の林業」に分かれていた林業の2業種が統合されたものである。

この業種における適用労働者数の推移をみると、過去には（1955年頃）30万人を超えていた時期もあったが、その後、産業構造の変動・国際競争の激化等によって、労働者数は減少を続けており、2002年度では適用労働者数は9万人を下回るまでになった。

また、林業における作業の実態をみると、これまで行われていた皆伐—新植方式（一定区域の木を全部伐採して、その後に苗木を植える方式）から、全ての木を伐採せずに択伐・間伐の繰り返しを主体にした非皆伐作業方式に移行してきているため、林業の中で別の業種の取り扱いであった伐木・造材・集材等を行う「木材伐出業」と植林・造林業等の「その他の林業」について、適切な業種適用を行うことが難しくなっており、今後さらにその状況が加速されると見込まれている。

このような林業における業種適用の困難さを解消して保険料の申告・納付の適正化に資すること、及び林業における労働災害の防止をさらに進めるため、林業業界において2001年2月よりほぼ2年間をかけて労働災害防止と2業種の統合に関して検討が重ねられた。その結果、業界内で2業種の統合等について合意が得られたこともあり、「木材伐出業」と「その他の林業」に分かれていた林業の2業種が、2003年4月1日以降に統合されることとなった。

オ 2006年度の改正

業種区分の状況を見ると、災害率の比較的高い製造業、建設業などでは区分が細分化されており、サービス業を中心とする第三次産業等については、比較的大括りの区分となっている（注2）。しかしながら、産業構造の変化に伴い、第三次産業が中心である「その他の各種事業」については、リスクが異なる様々な業種が含まれていることから、事業主の労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目し、当該グループごとの災害率を勘案して業種の細分化を図ることとされたものである。

作業態様の面に着目して、現行の「その他の各種事業」の中から事務従事者割合の比較的高い業種を候補として、災害率、保険集団としての規模等を考慮した上で、日本標準産業分類（大分類）に対応する業種区分として、

- (1) 「通信業、放送業、新聞業又は出版業」
- (2) 「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」
- (3) 「金融、保険業又は不動産業」

を分離独立することとされた。

また、今後必要に応じて業種を適時適切に分割することを可能とするため、同一の業種区分の中で災害率が異なる業種を適切に把握することができるよう、適用事業細目についても見直しが行われることとなった。

（注2） 「その他の各種事業」の適用事業数が大きくなった背景（図表2-2参照）

労災保険制度は、制度発足当初（1947年9月）から労働者を使用する全ての事業が強制適用となっていたわけではなく、当初は労働者5人以上の鉱業、製造業、運輸業等のみが強制適用であり、それ以外は

任意適用であった。(任意適用事業場であっても、当該事業に使用される労働者の過半数が労災保険への加入を希望すれば、事業主は加入の申し込みをする義務があった。)

1955年以降になると、重度被災者に対する給付の年金化が図られるなど、労災保険法の補償内容が労働基準法のそれを上回るようになるとともに、労災保険の適用拡大が図られることとなり、1968年度において、強制適用の範囲が常時5人以上の労働者を使用する事業まで拡大され、1972年度には労働者を使用する事業は原則として全面強制適用となったが、小零細事業場が多い5人未満の労働者を使用する農林水産業・卸売小売業・金融保険業・サービス業については、当面は任意適用のままとされ、その後段階的に強制適用とすることとされた。

最終的には1975年度に、農林水産業の5人未満の労働者を使用する個人経営の事業以外の労働者を一人でも使用する事業が全面的に強制適用となった。

労災保険の強制適用事業の範囲が上述のように段階的に拡大されたことと、また、日本経済の第三次産業化の進展で、適用事業において第三次産業に属する事業の数が多くなった。労災保険率の適用にあたっては、それら第三次産業に属する労働者は、事務職・販売職・営業職がほとんどであり、鉱業・製造業などに比べると労働災害の発生がもともと少ない業種であるため、労災保険率が一番低い「その他の各種事業」として一まとめに取り扱われてきた。そのため、第三次産業が含まれる「その他の各種事業」の適用事業場数・適用労働者数が2004年度には適用事業全体の6割以上を占めることとなった。

2 保険料の算定方法

(1) 賃金総額の把握方法⁶

ア 保険料の算定原則

労災保険においては、事業主が支払う保険料は、労働者に支払われる賃金総額に、その事業場に適用される労災保険率を乗じて計算される。

つまり、次の式による

$$(\text{労災保険料}) = (\text{労働者に支払う賃金総額}) \times (\text{労災保険率})$$

そして、保険料は前納制(年度当初に保険料全額を払うのが原則。一定条件を満たせば分納も可能)であるが、年度当初にその年度に支払うべき賃金総額を確定することはできない。それは、賃金交渉の結果による賃金の改定、年度途中で労働者の入退職により労働者数に変動することなどが考えられるためである。このため、年度当初に正確な賃金総額を見通すことは困難であることから、年度当初は概算の賃金総額で算定した保険料を納付し、その年度が終了してから確定した賃金総額で算定した保険料を精算する方式がとられている。

⁶ (1)については、岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P216～P220 を参考とし、筆者が加筆修正した。

図表 2-2 適用事業の範囲の推移

区分		1947	48	65	68	70	72	75	85	87											
労働者数	5人以上 鉱業 製造業 運輸業 電力業 ガス業 水道業 修理事業	1947.9.1 強制適用																			
	1～4人 伐採・造林・薪炭 5トン以上の漁船 建設業 貨物取扱事業 製造加工等で特 に危険なもの																				
	5人以上 農林水産業 卸売・小売業 金融保険業 通信業 サービス業											1948.7.1. 省令改正により適用拡大									
	1～4人 農林水産業 卸売・小売業 金融保険業 通信業 サービス業											1947.7.1. 任意適用									
日本たばこ産業株式会社 日本電信電話株式会社 日本国有鉄道	適用除外																				
		1972.4.1. 労働者を使用する事業に全面適用 (農林水産業・卸売・小売業・金融保険業・サービス業を除く)																			
		1975.4.1. 全面適用(農林水産業の個人経営を除く) 暫定任意適用 (農林水産業の個人経営)																			
		1985.4.1. 民営化																			
		1987.4.1. 民営化																			

資料出所：岡山 茂・浜 民夫(1989)『新・労災保険財政の仕組みと理論』、P194

イ 賃金総額の把握方法の特例

(ア) 継続事業の場合

継続事業の場合は、当年度の賃金総額の見込額が前年度の確定した賃金総額に比べ100分の50以上100分の200以下であると見込まれる場合には、特例的に前年度の賃金総額を用いることとしている。すなわち、前年度と当年度とで労災保険率に変更がない場合には前年度の確定保険料と当年度の概算保険料は同額となる。このような方式を採用することにより、事業主及び政府の事務処理の簡素化が図られている。

(イ) 有期事業の場合

建設業や林業のような有期事業については、事業の特殊性から数次の請負により施行されるのが一般的であるので、その現場における賃金総額を正確に把握することが困難である。

そのため、賃金総額を把握するための第二の特例として、「労務費率」を用いて賃金総額を推計する方法が取られている。

建設業の場合には業種別に厚生労働省令で図表2-3のような「労務費率」が定められており、建設工事の「請負金額」に「労務費率」を乗じることにより、その工事現場の賃金総額を推計するものである。この場合の請負金額には発注者から工事に使用するために支給された工事用物の価額相当額は含むこととなっており。機械類を貸与された場合にはその損料相当額も同様の取扱いとなる。

なお、「機械装置の組立て又は据え付けの事業」については、「機械装置」の価額は請負金額に含めないこととなっている。これは、機械装置の価額が相当高額な場合が多く、請負金額に占める割合が極端に高くなることから、これを含めたままでは賃金総額が高めに推計されることになるからである。

したがって、この業種の「労務費率」については、あらかじめ請負代金の中から「機械装置」の価額を控除した後の請負金額と労務費（実賃金総額）との関係で比率が決定されている。

このような取扱いをしているのは、「機械装置」だけであり、厚生労働大臣が「控除対象工事用物」として告示している。

立木の伐採の事業の場合には、都道府県労働局長が「素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額」を定めている。したがって、生産する全ての素材の材積にこれに乗じて賃金総額が推計される。

造林業等の林業及び漁業においては、厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額に、それぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額をもって賃金総額を推定することができる。

(2) 2006年度の労務費率の改定

2005年に実施された労務費に関する実態調査結果(図表2-4)により労務費率の検討が行われ、図表2-3のように労務費率の改定が行われた。

図表2-3 労務費率の改定表(2006年4月1日改定)
(徴収法施行規則第13条)

業種の分類	業 種	改定後	改定前
建 設 事 業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	20%
	道路新設事業	21%	21%
	舗装工事業	20%	20%
	鉄道又は軌道新設事業	23%	23%
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	21%	21%
	既設建築物設備工事業	21%	21%
	機械装置の組立て又は据え付けの事業 組立て又は取付けに関するもの	40%	41%
	その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	24%	24%	

図表 2-4 請負金額に占める労務費の状況 (2005 年)

区 分	[31]	[32]	[33]	[34]	[35]	[36]		[37]	[38]
	水力、 ずい道	道路新 設事業	舗装工 事 業	鉄道又は 軌道新設	建 築 事 業	機械装 置組立	その他 のもの	その他の 建設事業	既設建築 物 設 備
(労務費率の事業場)	(53.8)	(87.4)	(87.1)	(97.4)	(91.9)	(93.1)	(89.5)	(84.7)	(95.0)
第1・4分位数	15.6	18.3	16.9	20.5	17.7	28.4	8.4	18.4	15.3
中 位 数	18.9	22.2	20.0	23.1	21.6	40.0	21.0	23.5	21.2
第3・4分位数	21.3	29.1	25.1	33.0	32.8	49.9	59.3	32.0	32.4
加 重 平 均	18.7	21.5	19.7	23.2	22.9	46.8	18.8	23.6	16.8
単 純 平 均	19.2	25.2	22.3	28.5	26.8	42.0	34.4	26.8	27.7
(実支払賃金の事業場)	(46.2)	(12.6)	(12.9)	(2.6)	(8.1)	(6.9)	(10.5)	(15.3)	(5.0)
第1・4分位数	10.8	14.2	15.2	14.0	6.5	14.8	29.9	15.6	11.1
中 位 数	14.4	19.5	18.7	17.0	13.2	41.7	29.9	20.9	21.0
第3・4分位数	16.8	24.4	34.7	20.0	23.0	59.5	30.6	25.0	41.0
加 重 平 均	11.8	15.6	16.9	18.3	8.0	35.9	30.1	18.5	19.1
単 純 平 均	13.9	20.6	25.0	17.0	20.9	40.8	30.3	20.9	27.1
(合 計)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
第1・4分位数	12.9	17.8	16.6	20.3	16.7	26.9	8.4	18.1	15.2
中 位 数	16.5	21.6	20.0	23.0	21.2	40.0	21.0	23.0	21.2
第3・4分位数	19.5	28.7	25.1	32.7	32.4	49.9	59.3	30.9	33.3
加 重 平 均	15.2	20.9	19.3	23.1	18.8	46.4	19.3	22.7	16.8
単 純 平 均	16.8	24.4	22.6	28.2	26.2	41.7	34.3	26.0	27.7
労 務 費 率	20	21	20	23	21	41	21	24	21
改定労務費率(案)	19					40			

注 1 ()内は、各業種における「労務費率の事業場」及び「実支払賃金の事業場」のそれぞれの構成比(%)を示す。

2 (1)「労務費率の事業場」とは、保険料算定の基礎となる賃金総額を算出するに当たって、労働者に支払った賃金総額を正確に把握することが困難であるため、労務費率を用いた事業場をいう。

(2)「実支払賃金の事業場」とは、保険料算定の基礎となる賃金総額を算出するに当たって、賃金台帳等から実際に支払った賃金額を用いた事業場をいう。

3 (1)「加重平均」とは、個々の事業場の請負金額に占める賃金総額の割合(以下「賃金割合」という。)を請負金額のウェイト付けして平均したもの。

(2)「単純平均」とは、個々の事業場の賃金割合を単純に平均したもの。

4 「4分位数」とは、賃金割合を低い方から順に並べ4等分したもので、最初の節の賃金割合を「第1・4分位数」、2番目の節の賃金割合を「中位数(第2・4分位数)」、最後の節の賃金割合を「第3・4分位数」という。「中位数」とは、メジアンともいう。

最小値	第1・4分位数	中位数	第3・4分位数	最大値
-----	---------	-----	---------	-----

資料出所：厚生労働省労働基準局「平成17年度労務費率調査」